

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

大畑地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び大畑町役場産業振興課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

白糠地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び東通村役場水産課並びに六ヶ所村役場農林水産課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

三沢地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び三沢市役所漁政課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、岩崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

岩崎地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び岩崎村役場建設課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第十七条第一項の規定により、十三地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

十三地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び市浦村役場建設課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第十七条第一項の規定により、今別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

今別地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び今別町役場農林水産課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第十七条第一項の規定により、平内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

平内地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び平内町役場水産商工課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、
 脇野沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定によ
 り、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。
 なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日ま
 でに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

脇野沢地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び脇野沢村役場建設課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

~~~~~  
 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、  
 佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、  
 公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日ま  
 でに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

佐井地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び佐井村役場産業振興課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

~~~~~  
 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、
 下浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定によ
 り、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。
 なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日ま
 でに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

下浜地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び大間町役場産業振興課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

~~~~~  
 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、  
 野牛地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、  
 公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日ま  
 でに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

野牛地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び東通村役場水産課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

~~~~~  
特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、百石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十四年五月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

百石地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び百石町役場農林水産課

三 縦覧期間

平成十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

| | | |
|-------------|---------------------------|---------|
| 青 森 県 | 青森市長島二丁目一番一号 | 発行所・発行人 |
| 青 森 県 | 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭